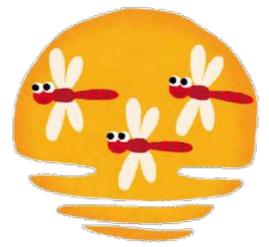




成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



有給休暇の管理方法を検討しましょう

9月号でもご案内しましたが、働き方改革関連法が順次施行され、年次有給休暇（有休）の年間5日間取得が義務付けられます。有休が発生するタイミングは入社年月日で従業員ごとに異なるため、1年間に5日間取得できているか個別に確認をする必要があり、管理面においてより煩雑になることが予想されます。そこで今回は、有休管理方法の一つとして「一斉付与」をご紹介します。

「一斉付与」とは…有休が付与される基準日を事業所で統一する仕組み



(例) 基準日を4月1日に統一した場合

	2019年 入社日	2019年 10月1日	2020年 4月1日	2020年 10月1日	2021年 4月1日	
	4月1日	10日(1)	11日		12日	…
	9月30日	10日(1)	11日		12日	…
	10月1日		10日		11日	…
	12月1日		10日(2)		11日	…

1…法定の付与日(10/1)を繰り下げて、次年度の4/1に初年度分を付与とはできない

2…本来は(6/1)に有休が発生するところ、一斉付与のため2ヶ月繰り上げて付与

一斉付与のメリット

上記のケースでは、入社後6ヶ月の初回付与を除き、全従業員4月1日に有休が発生します。1年に一度のため、残日数確認(5日間取得できているか)や有休管理簿の更新業務等をまとめて行える点がメリットと言えます。

注意点

入社月によって従業員間に不公平感が生じてしまう点には注意が必要です。

例えば上記表のとおりは、入社日が1日ずれただけで、2回目の付与に1年間の差が生じてしまいます。対策としては、基準日を年2回(4/1と10/1など)にすることや、初年度は按分して付与していく方法などいくつか対応方法があります。

有休管理に不安をお持ちの事業所や従業員数が10人を超えるような事業所は一斉付与のご検討をお勧めします。今後の法改正に備え、自社で効率的な有休の管理・運用方法を検討してみたいかがでしょうか。来年4月1日には対応が必要です。お早めに弊社担当者までお問い合わせください。 徳武 郁人

年末調整 平成30年から配偶者控除が変わります！

今年の年末調整から配偶者控除が大きく変わります。配偶者控除・配偶者特別控除を受ける方は「配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

配偶者控除(配偶者の収入が103万円以下)を受ける方も、今年から「配偶者控除等申告書」の提出が必要です。申告書は「扶養控除等申告書」と「配偶者控除等申告書」の2枚提出してください。

配偶者特別控除を受ける方は、適用範囲が収入額201万6千円未満まで拡大されました。なお、申告者本人の収入額が1,220万円を超える場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けることができません。

扶 + 配



今年は初めて記入する年となり、混乱が予想されますので、早めの準備をおすすめします。

鈴木 ひろみ